

米国、カナダ及びアイルランド産牛肉等の輸入条件の見直しについて

平成 31 年 4 月 1 日
医薬・生活衛生局

1. 経緯

平成 29 年 4 月に国内の健康と畜牛の B S E 検査を廃止したことを踏まえ、同月、輸入牛肉等の月齢制限の更なる引き上げについて評価を進めるよう食品安全委員会へ依頼し、食品安全委員会は、平成 30 年 4 月に、必要な情報が提出された米国、カナダ及びアイルランドについて評価を開始した。

平成 31 年 1 月、米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉等について、食品安全委員会より、「諮問事項の「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値（30 か月齢）を引き上げた場合のリスク」に関し、米国、カナダ及びアイルランドのそれぞれから輸入される牛肉及び牛の内臓の月齢条件を「条件無し」としたとしても、人へのリスクは無視できる」とする評価結果の答申があった。

食品安全委員会の評価を踏まえ、本年 2 月から 3 月にかけて、3 か国の BSE に係るリスク管理の状況について現地調査を実施した。その結果、いずれの国においても、BSE が疑われる牛の食用禁止、SRM を除去するための月齢による分別管理、SRM の廃棄等の対策を適切に講じており、政府が当該対策の実施状況の検証を行う体制が維持されていることを確認した。

2. 今後の対応

食品安全委員会の評価を踏まえ、米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓の輸入条件を次のとおりとする。

(1) 月齢条件

現行の 30 か月齢以下を撤廃する。

(2) SRM の範囲

今般の見直しでは、SRM の範囲を国内と同様「全月齢の扁桃及び回腸遠位部、30 か月齢超の牛の頭部（舌、頬肉、皮、扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱」とする。

今後、輸入条件として SRM の範囲を変更する場合には、個別に食品安全委員会の評価が必要。

(3) スケジュール

パブリックコメント（4 月 26 日まで）

輸出国政府との対日輸出条件及び衛生証明書について協議

関係通知の改正（月齢制限の撤廃）

(参考) 米国、カナダ及びアイルランドの検査体制、国内規制及び対日輸出のための上乗せ条件

	米国	カナダ	アイルランド
検査体制	農務省食品安全検査局 (FSIS) によると畜検査 農務省 (FSIS) 及び農業販売促進局 (AMS) による輸出条件の遵守状況の検証	食品検査局 (CFIA) の検査官によると畜検査及び輸出条件の遵守状況の検証	農業・食料・漁業省 (DAFM) の検査官によると畜検査及び輸出条件の遵守状況の検証
国内規制 (SRM 関係)	全月齢の扁桃・回腸遠位部、並びに 30 か月齢以上の頭蓋、眼、三叉神経節、脊髄、脊柱及び背根神経節の除去	全月齢の回腸遠位部、並びに 30 か月齢超の頭蓋、脳、三叉神経節、眼、扁桃、脊髄及び背根神経節の除去	全月齢の扁桃、小腸の後部 4メートル及び腸間膜、12 か月齢超の頭蓋* (下顎を除き、脳及び眼を含む。) 及び脊髄、並びに 30 か月齢超の脊柱の除去
対日輸出のための上乗せ条件	30 か月齢以上の頭部の肉 (舌及び頬肉以外) の除去 (対日輸出条件に追加が必要)	30 か月齢以下の扁桃並びに 30 か月齢超の頭部の肉 (舌及び頬肉以外) 及び脊柱の除去 (現行の対日輸出条件にこれらの部位は日本に輸出してはならないことを規定しており、当該規定を維持。)	30 か月齢超の頭部の肉 (舌及び頬肉以外) の除去 (現行の対日輸出条件にこの部位は日本に輸出してはならないことを規定しており、当該規定を維持。)